

専決処分の報告について

秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

専 決 処 分 書



秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月2日

秦野市長 高橋 昌和



理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正により、条例で引用する同法に規定する主務省令名が改められたため、改正する。

秦野市条例第4号

秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第5号 秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(工事の申込み)</p> <p>第10条 給水装置工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項に規定する<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(工事の申込み)</p> <p>第10条 給水装置工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>